

東海市公告第58号

東海市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年東海市条例第14号）附則第2項の規定に基づき、東海市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和63年東海市条例第16号）第15条第2項の手續としてサブアリーナの暖房施設又は冷房施設を利用する場合の利用料金の額を次のように承認した。

令和6年3月29日

東海市長 花田勝重

令和6年東海市公告第34号別添の表に定めるサブアリーナの利用料金（同表備考第2号から第7号までの場合は、これらの号を適用した利用料金）に1時間につき、2,950円（営利を目的として利用する場合にあっては、その額の2倍の額）を加算した額